

厚生労働省発社援0903第1号  
平成25年9月3日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (通知)

生活扶助基準については、その適正化の観点から、本年8月1日より新たな基準に見直したところ です。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、本年2月5日に全閣僚で対応方針(別添)を確認したところ です。

また、各地方自治体に対しても、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年5月16日厚生労働省発社援0516第2号)を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、この対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、地方自治体で独自に実施されている事業についても適切にご判断・ご対応いただくようお願いさせていただいたところ です。

今般、政府においては、平成26年度予算の概算要求が取りまとめられたところであり、今後、予算編成に向けた作業を進めていくこととなりますが、各地方自治体におかれましても、改めて、政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、各地方自治体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。



## 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に与える影響について(対応方針)

### 1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

### 2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

### 3. 地方単独事業

(例：準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

